中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定要件及び提出書類説明書

主な認定要件

- 1. 本店登記地(個人事業主の場合は主たる事業所の所在地)が船橋市内であること。 (本店登記地において事業実態が無い場合はご相談ください。)
- 2. 令和二年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間(令和2年2月1日以降)の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

提出書類

(法人・個人事業主 共通で必要なもの)

- ① 積算根拠資料
 - ※ 実印を押印してください。必ず捨印を押印して下さい。
- ② 認定申請書 2通
 - ※ 実印を押印してください。必ず捨印を押印して下さい。
 - (法人の場合 上記①②以外に必要なもの)
- ③ 商業登記簿の写し(「履歴事項全部証明書」)
 - (個人事業主の場合 上記①②以外に必要なもの)
- ③ 直近の確定申告書の写し(税務署受理印のあるもの)
- ◆ 上記書類を船橋市役所 4 階商工振興課窓口にご提出ください。<u>ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として、当面の間は郵送での申請を受け付けます(取扱いに変更が生じた場合は市ホームページでお知らせいたします)。郵送による申請又は受取りを希望する場合は郵送時確認票に必要事項を記入の上、上記書類と一緒にご提出ください。</u>
- ◆ 提出書類の内容についてお聞きすることがありますので、提出者と申請者が異なる場合は、詳細を返答できる方が来庁してください。名刺・社員証の写し等を提出していただく場合があります。
- ◆ 上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第2条第6項の 規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となり ます。

危機関連保証認定 <mark>郵送時確認票</mark>

※以下を全て記入し、認定申請書類一式と一緒にご提出ください。

提出先:船橋市湊町2-10-25 船橋市商工振興課 経営労政係

(1) 申請者情報をご記入ください。

住所	
氏名 (名称及び代表者の職氏名)	
担当者名	
担当者連絡先	
(2) 認定書の受取り方法を選択し、以下に☑をご記入ください。 □窓口で受取る→認定書発行時にご連絡いたしますので、受取りにお越しください。 □郵送による受取りを希望する→以下に必要事項をご記入ください。 <u>※送付先は金融機関も可</u>	
住所 ※アパート・マンション名まで ご記入ください。	〒 −
氏名	
担当者名	
担当者連絡先	
(注) 提出書類に不備があった場合、正しい書類がすべて市に届き、審査が完了した段階で認定書の	

(注)提出書類に不備があった場合、正しい書類がすべて市に届き、審査が完了した段階で認定書の 発行・郵送となりますので、窓口受け取りに比べてお時間を頂きます。